新高教 青年ペーパー

新潟県高等学校教職員組合
新潟市中央区川岸町2-11-4
TEL:025-265-4151
FAX:025-231-1036
Mail:shinkoukyou@beach.ocn.ne.jp
青年部担当
浅川　智之

部活動指導手当改正提案出される
「支給区分3時間以上」

確定期交渉①

県人事委員会の10月10日勧告に基づき、給与改定の提案が県当局より示されました。

1 給料表を勧告どおり改定（30台前半まで）
2 号給増設を勧告どおり改定（行政職4級）
3 部活動指導業務を改正

部活動在り方に係る方針では、週休日の活動は3時間程度とされていますが、実態として4時間以上、6時間以上の申請が13万件以上あります。業務の削減がなされないまま、手当の削減を行うことは、非常に乱暴で、このまま改正案を認めるわけにはいきません。新教連では確定期の交渉でまとめるには時間が短すぎるとして、確定期とは切り分け、交渉を継続していくことを求めています。

教員特殊業務手当改正案（10/31）

支給区分	支給額
現行	
2時間以上	1,800円/日
4時間以上	3,600円/日
6時間以上	3,900円/日
改正後	
2時間以上	1,800円/日
3時間以上	2,700円/日

再提案（経過措置）（11/13）

20年4月1日～22年3月31日まで

2時間以上	1,800円/日
4時間以上	3,600円/日

給特法改正案 ～臨時国会で審議～
「変形労働時間制」って？

公立の義務教育書学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が10月18日に閣議決定されました。主な中身は、①一年単位の変形労働時間制の適用②業務量の適切な管理等に関する指針の策定の二点。変形労働時間制は勤務実態が変わらないまま、時間外勤務時間の数字だけが減るという危険性があります。そもそも、時間外勤務がないとされている給特法において、時間外勤務の実態をなくさずに、議論を進めること自体が大きな間違いです。今後の国の動き、県の動きを注視していきましょう。

変形労働時間制とは？

ある忙しい時期の平日の勤務時間を最大１０時間などに延ばして、閑散期(8月)の勤務時間を短くする、休みを取れるようにする仕組み

→これにより、8月にまとまった休みを堂々ととりやすくなる

※これまでの時間外勤務の時間が通常の勤務時間とされる事になる

危険①：長時間労働を追認・助長するおそれ
危険②：残業の実態が見えづらくなる
危険③：育児や介護との両立がさらに厳しく
危険④：業務改善がなされない
危険⑤：8月に休めない（8月は閑散期？）

→単純に8月に年休や夏季休暇がとりやすくなれば、わざわざ勤務時間を延ばす必要はないのでは

臨時削減撤回!! 生活を守ろう

今年度の給与改定提案は一時金については据置となっています。（国では改定、国同様でないのは全国で5県）ここ20年の一時金月数の推移をグラフにしたものが右図となります。ここ最近の10年を見ると、少しずつ上がってきていることがわかりますが、今交渉の提案をされている「給与の臨時削減」には月例給だけでなく、一時金も含まれます。公民較差が大原則の給与・一時金に対し、県の財政を理由とした給与削減は、人事委員会勧告制度を否定するものになります。また、人件費は財政難の原因でないと確認しています。臨時削減撤回に向け、声をあげられるのは組合だけです。生活を守るために、頑張りましょう。

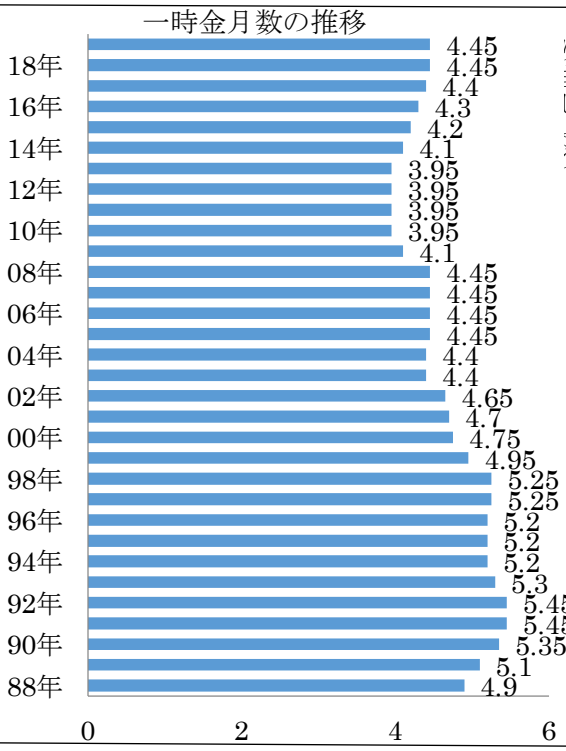

青年部県教委交渉
１月９日（木）
実態調査・困っていることがあれば本部まで連絡を！

青年部クイズ⑤
80+18=68
88+10=68
80+08=8
88+18=?
わかった人は本部まで
正解者には抽選ですてきなプレゼントが・・・(11月末締切)
前号の答え：ハ・モ

©新潟高教組青年部